

介護保険料が変わります！！

～所得の低い方の介護保険料を軽減します～

■世帯全員が町民税非課税の方の保険料が見直しされます

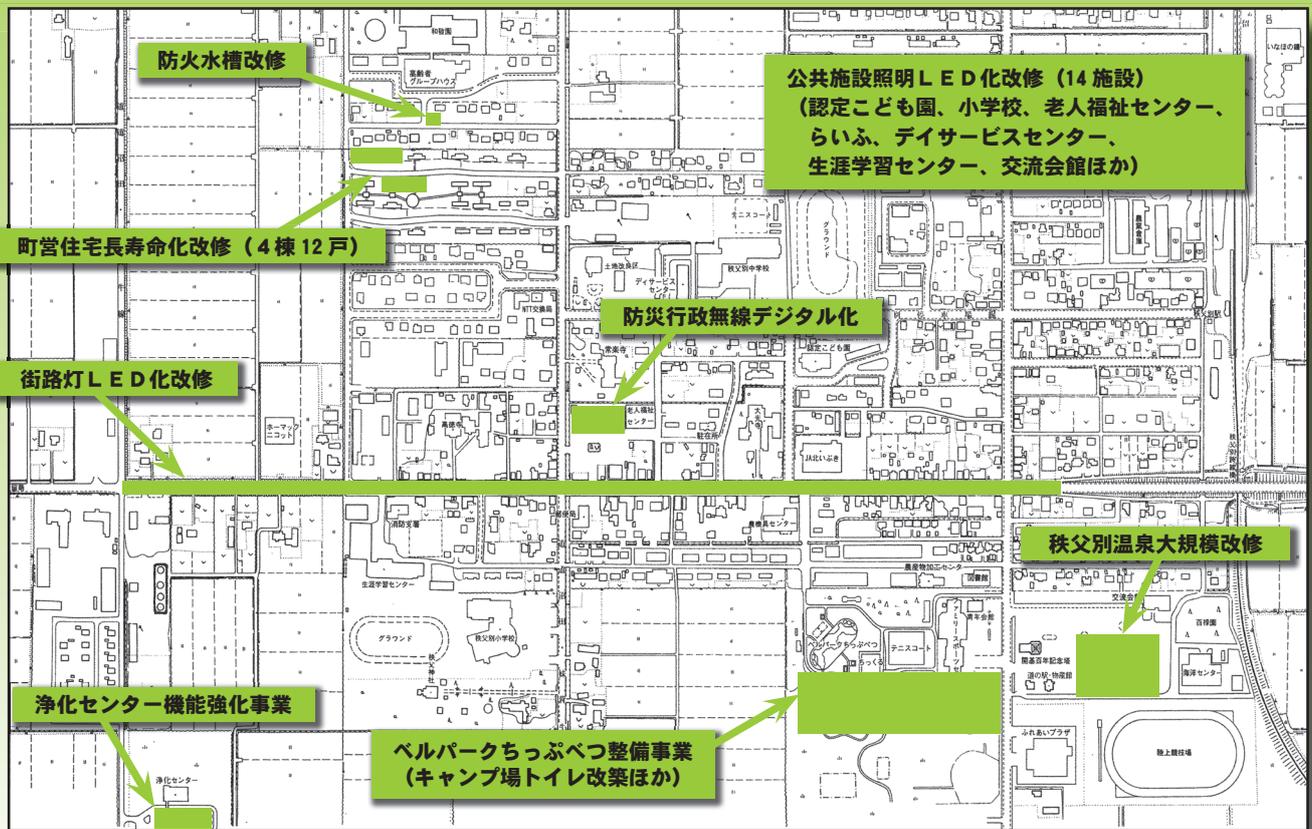
昨年10月に行われた消費税率引き上げによる影響を勘案し、世帯全員が町民税非課税の満65歳以上の方が納める令和2年度の介護保険料を、次のとおり見直します。

区分	対象者	見直し前【R1】		見直し後【R2】	
		調整率	保険料年額(円)	調整率	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税 ・世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.375	22,200	基準額× <u>0.3</u>	<u>17,800</u>
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.625	37,100	基準額× <u>0.5</u>	<u>29,700</u>
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.725	43,000	基準額× <u>0.7</u>	<u>41,500</u>
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.9	53,400	変更はありません	
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額× 1.0	59,400 (基準額)		
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	71,200		
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額× 1.3	77,200		
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額× 1.5	89,100		
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上	基準額× 1.7	100,900		

令和2年度(2020年度)の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

介護保険料に関するお問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線45)

令和2年度 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします



お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111 (内線93)